

令和5年度 部活動方針

安来市立第二中学校

《部活動の意義》

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。(学習指導要領)

《部活動の方針》

「安来市立中学校部活動の在り方に関する方針（令和5年4月1日改訂版）」にしたがった活動とする。

○部活動のねらい

- (1) 目標に向かって仲間と協力し、努力をする生徒の育成
- (2) 健康管理に努め、安全に活動する判断力をもつ生徒の育成
- (3) 感謝の気持ちをもち、他人を思いやることのできる生徒の育成
- (4) 困難を乗り越えようとする強い精神力と体力のある生徒の育成

○部活動

- 【運動部】 野球部 男子ソフトテニス部 女子ソフトテニス部 バレーボール部
 【文化部】 吹奏楽部

○活動時間について

- (1) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度。(準備・片付けの時間を含まない)
 - ①基準を超えて活動する場合
 - ・上記基準を超えて部活動をする場合は、生徒、保護者の了承を得て活動する。
 - ・生徒の健康面、安全面に十分に配慮し、休養日の追加設定や活動時間の短縮等適切に対応する。
- (2) 平日の部活動の開始時刻は、終礼終了後。
- (3) 完全下校時刻
 - ①部活動休養日(部活動を行わない生徒)は、終礼終了後15分後。
 - ②部活動をする平日は、顧問の指導のもと、平日2時間程度の練習を行うが、18:30を超える活動はしない。

※下校時刻の目安

4～ 9月	終礼終了後～18:30	10月	終礼終了後～18:00
11～ 1月	終礼終了後～17:30	2～ 3月	終礼終了後～18:00

○休養日について

- (1) 週当たり2日以上(平日に1日以上、かつ土曜日及び日曜日に1日以上)を設ける。
 - ①毎月第3日曜日「しまね家庭の日」は、原則部活動なしの日。
 - ②学期中の平日に行う職員会議の日は、原則部活動休養日。
 - ③大会やコンクール前の練習や合宿、遠征、練習試合等、基準を超えて実施する場合は、必ず生徒・保護者の了承を得て、生徒の健康面・安全面に十分配慮して活動する。
 - ④大会・コンクール前に基準を超えて活動した場合は、大会・コンクール等終了後、早い時期に休養日を追加設定したり、活動時間の短縮をしたりする等適切に対応する。
- (2) 安来市共通の部活動休止期間
 - ①夏季休業：閉庁期間
 - ②冬季休業：6日間(12月29日～1月3日)
 - ③学年末休業日及び学年始休業日6日(3月31日～4月5日※変更有)

※上位大会へ出場等、特別な場合は校長の判断とし、別日に休養日を設定する。
- (3) テスト前とテスト期間中
 - ①定期テスト…5日前から休止。テスト終了日は放課後に活動可。
 - ②その他のテスト…部活動可。

※行事や各種大会日程によって変更することがある。

○部室と所持品（荷物）について

(1) 部室、更衣の場所

- ①野球部・男女ソフトテニス部・・・部室棟（各部室）
- ②バレーボール部・・・南体育館部室
- ③吹奏楽部・・・音楽室・楽器室・多目的室

(2) 所持品（荷物）の管理

- ①所持品は部室で管理する。所定の場所以外に所持品を置かない。
（駐輪場に置いたり、自転車にくくり付けておいたりしない）
- ②授業に必要な物を部室に置いたままにしない。
- ③貴重品は、部活動中は顧問に預ける。
- ④雨天の日等活動場所が変更する時、荷物を置く場所は各部の顧問が指示する。
- ⑤部活動終了後、再び教室に入らない。

○1年生の部活動について

(1) 部活動見学・体験期間を設け、入部をする。

①本年は見学・体験期間は4月12日～20日、届出期間は18日～20日、正式活動開始は4月21日から。

②見学期間中、希望者は服装を準備し、体験活動ができる。

(2) できる限り希望どおり入部できるよう配慮する。人数の偏りや施設道具等で不都合が生じた場合は生徒、顧問で相談し、決定する。

(3) 完全下校時刻

①部活動見学・体験期間は、17:30。

②入部後から1学期中間テスト前部活動休止期間までは、18:00。

③1学期中間テスト終了後からは、2・3年生と同じ。

(4) 見学期間の1年生の更衣は、男子が教室、女子が更衣室で行う。

(5) 2・3年生による入部の勧誘行為は、顧問の指導のもと行う（昼の放送、ポスターなど）。

○社会体育スポーツ・クラブ活動を希望する生徒について

(1) 学校の既存の部活動に支障がないこと。

(2) 社会教育の活動として、公的に認められている団体の活動であること。

(3) 保護者、生徒共に活動を希望していること。

(4) 保護者・生徒から、学校の部活動にも籍を置き、双方で活動したい旨の申し出があれば、家庭・担任・部活動顧問で協議する。

ただし、中体連主催大会には、年間を通じて部活動所属か社会体育スポーツ・クラブ所属のどちらかでしか出場できないため、年度初めに確認する。

○その他

(1) 毎週木曜日は学級・生徒会活動優先の日とし、学級活動・生徒会の活動、学力補充を優先する。

学級・生徒会などの活動を優先したうえで、顧問の監督のもとに活動できる。

(2) 部活動終了後、すみやかに下校する。保護者へも下校時刻を明示する。

(3) けがなどの事故が生じた場合、部活動担当・指導顧問・管理職が担当し、校内の定められた対処方法をとる。

(4) 使用する用具等の片付け、部室等の整理整頓を徹底する。